

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十二号

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚せい剤取締法施行細則（昭和三十一年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>覚醒剤取締法施行細則</p> <p>（この規則の趣旨）</p> <p>第一条 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号。以下「法」という。）の施行に關しては、覚醒剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号。以下「省令」という。）によるほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（医師等の交付書）</p> <p>第八条 法第二十条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により医師又は覚醒剤研究者が覚醒剤を施用のため交付する場合の書面は、別記様式第七号によらなければならない。</p> <p>（取扱品目等変更の届出）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>一 覚醒剤原料取扱者にあつては、取扱品目</p> <p>二 覚醒剤原料研究者にあつては、覚醒剤原料を必要とする研究事項</p> <p>（県の開設する覚醒剤施用機関の指定証）</p> <p>第十七条 知事は、法第三十五条第二項の規定により、県の開設する病院又は診療所について、覚醒剤施用機関の指定を行ったときは、別記様式第十六号による指定証を当該施用機関の管理者に交付する。</p>	<p>覚せい剤取締法施行細則</p> <p>（この規則の趣旨）</p> <p>第一条 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号。以下「法」という。）の施行に關しては、覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号。以下「省令」という。）によるほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（医師等の交付書）</p> <p>第八条 法第二十条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により医師又は覚せい剤研究者が覚せい剤を施用のため交付する場合の書面は、別記様式第七号によらなければならない。</p> <p>（取扱品目等変更の届出）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>一 覚せい剤原料取扱者にあつては、取扱品目</p> <p>二 覚せい剤原料研究者にあつては、覚せい剤原料を必要とする研究事項</p> <p>（県の開設する覚せい剤施用機関の指定証）</p> <p>第十七条 知事は、法第三十五条第二項の規定により、県の開設する病院又は診療所について、覚せい剤施用機関の指定を行ったときは、別記様式第十六号による指定証を当該施用機関の管理者に交付する。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号(1) (第2条関係)

覚醒剤施用機関廃止届出書  
(略)

次のとおり覚醒剤施用機関である病院(診療所)を廃止したので、覚醒剤取締法第9条第2項の開設の許可を取り消され、規定により指定証を添えて届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第1号(2) (第2条関係)

覚醒剤施用機関の診療科名の診療廃止届出書  
(略)

次のとおり覚醒剤施用機関指定基準に定める診療科名の診療を廃止したので、覚醒剤取締法第9条第2項の規定により、指定証を添えて届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第1号(3) (第2条関係)

覚醒剤研究者の研究廃止届出書  
(略)

次のとおり覚醒剤の使用を必要とする研究を廃止したので、覚醒剤取締法第9条第3項の規定により、指定証を添えて届け出ます。

(略)

注 (略)

改正前

別記様式第1号(1) (第2条関係)

覚せい剤施用機関廃止届出書  
(略)

次のとおり覚せい剤施用機関である病院(診療所)を廃止したので、覚せい剤取締法第9条第2項の開設の許可を取り消され、規定により指定証を添えて届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第1号(2) (第2条関係)

覚せい剤施用機関の診療科名の診療廃止届出書  
(略)

次のとおり覚せい剤施用機関指定基準に定める診療科名の診療を廃止したので、覚せい剤取締法第9条第2項の規定により、指定証を添えて届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第1号(3) (第2条関係)

覚せい剤研究者の研究廃止届出書  
(略)

次のとおり覚せい剤の使用を必要とする研究を廃止したので、覚せい剤取締法第9条第3項の規定により、指定証を添えて届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第2号(1) (第3条関係)

指 定 証 返 納 書  
(略)

覚 醒 剤 施用機関  
覚 醒 剤 原 料 研 究 者 の 指 定 が 効 力 を 失 っ た の で、覚 醒 剤 取 締 法  
取 扱 者 (第30条の5において準用する同法) 第10条第1項の規定により、指  
定証を返納します。

(略)

注 (略)

様式第2号(2) (第3条関係)

指 定 証 返 納 書  
(略)

亡失していた指定証を発見したので、覚 醒 剤 取 締 法 (第30条の5にお  
いて準用する同法) 第11条第2項の規定により、旧指定証を返納しま  
す。

(略)

注 (略)

様式第3号 (第4条関係)

指 定 証 提 出 書  
(略)

覚 醒 剤 取 締 法 (第30条の5において準用する同法) 第10条第2項の規  
定により、次のとおり指定証を提出します。

(略)

注 (略)

様式第2号(1) (第3条関係)

指 定 証 返 納 書  
(略)

覚 せい 剤 施用機関  
覚 せい 剤 原 料 研 究 者 の 指 定 が 効 力 を 失 っ た の で、覚 せい 剤 取 締 法  
取 扱 者 (第30条の5において準用する同法) 第10条第1項の規定により、指  
定証を返納します。

(略)

注 (略)

様式第2号(2) (第3条関係)

指 定 証 返 納 書  
(略)

亡失していた指定証を発見したので、覚 せい 剤 取 締 法 (第30条の5に  
おいて準用する同法) 第11条第2項の規定により、旧指定証を返納しま  
す。

(略)

注 (略)

様式第3号 (第4条関係)

指 定 証 提 出 書  
(略)

覚 せい 剤 取 締 法 (第30条の5において準用する同法) 第10条第2項の  
規定により、次のとおり指定証を提出します。

(略)

注 (略)

様式第4号 (第5条関係)

指定証再交付申請書 (略)

(略)

指定証をき損(亡失)したので、覚醒剤取締法(第30条の5の規定により準用する同法)第11条第1項の規定により、再交付を申請します。

(略)

注 (略)

様式第5号 (第6条関係)

氏名等変更届書  
(略)

次のとおり変更を生じたので、覚醒剤取締法(第30条の5の規定により準用する同法)第12条第2項第3項の規定により、指定証を添えて届け出ます。

(略)	
(略)	
覚醒剤施用機関の名称	(略)
変更内容	覚醒剤研究者
	覚醒剤原料
	(略)
覚醒剤	(略)
原料取扱者	(略)
(略)	

注 (略)

様式第4号 (第5条関係)

指定証再交付申請書 (略)

(略)

指定証をき損(亡失)したので、覚せい剤取締法(第30条の5の規定により準用する同法)第11条第1項の規定により、再交付を申請します。

(略)

注 (略)

様式第5号 (第6条関係)

氏名等変更届書  
(略)

次のとおり変更を生じたので、覚せい剤取締法(第30条の5の規定により準用する同法)第12条第2項第3項の規定により、指定証を添えて届け出ます。

(略)	
(略)	
覚せい剤施用機関の名称	(略)
変更内容	覚せい剤研究者
	覚せい剤原料
	(略)
覚せい剤	(略)
原料取扱者	(略)
(略)	

注 (略)

様式第7号 (第8条関係)

覚 醒 剤 交 付 書 (略)
(略)
注 (略)

様式第8号 (第9条関係)

覚 醒 剤 事 故 届 出 書 覚 醒 剤 原 料 (略)	
<u>覚醒剤取締法</u> 第 2 3 条 第30条の14 の規定により、次のとおり届け出ます。	
(略)	
事故 <u>覚 醒 剤</u> <u>覚 醒 剤 原 料</u> の内訳	(略)
(略)	
注 (略)	

様式第7号 (第8条関係)

覚 せ い 剤 交 付 書 (略)
(略)
注 (略)

様式第8号 (第9条関係)

覚 せ い 剤 事 故 届 出 書 覚 せ い 剤 原 料 (略)	
<u>覚せい剤取締法</u> 第 2 3 条 第30条の14 の規定により、次のとおり届け出ます。	
(略)	
事故 <u>覚 せ い 剤</u> <u>覚 せ い 剤 原 料</u> の内訳	(略)
(略)	
注 (略)	

様式第9号(1) (第10条関係)

<u>覚 醒 剤</u> <u>覚 醒 剤 原 料</u>	所有高報告書 (略)	
<u>覚醒剤取締法</u>	第24条 第30条の15	第1項の規定により、次のとおり報告します。
<input type="text" value="(略)"/>		
注	(略)	

様式第9号(2) (第10条関係)

<u>覚 醒 剤</u> <u>覚 醒 剤 原 料</u>	譲渡報告書 (略)	
<u>覚醒剤取締法</u>	第24条 第30条の15	第2項の規定により、次のとおり報告します。
<input type="text" value="(略)"/>		
注	(略)	

様式第10号 (第10条関係)

<u>覚 醒 剤</u> <u>覚 醒 剤 原 料</u>	処分願出書 (略)	
<u>覚醒剤取締法</u>	第24条 第30条の15	第3項の規定により、次のとおり願います。
<input type="text" value="(略)"/>		
注	(略)	

様式第9号(1) (第10条関係)

<u>覚 せ い 剤</u> <u>覚 せ い 剤 原 料</u>	所有高報告書 (略)	
<u>覚せい剤取締法</u>	第24条 第30条の15	第1項の規定により、次のとおり報告します。
<input type="text" value="(略)"/>		
注	(略)	

様式第9号(2) (第10条関係)

<u>覚 せ い 剤</u> <u>覚 せ い 剤 原 料</u>	譲渡報告書 (略)	
<u>覚せい剤取締法</u>	第24条 第30条の15	第2項の規定により、次のとおり報告します。
<input type="text" value="(略)"/>		
注	(略)	

様式第10号 (第10条関係)

<u>覚 せ い 剤</u> <u>覚 せ い 剤 原 料</u>	処分願出書 (略)	
<u>覚せい剤取締法</u>	第24条 第30条の15	第3項の規定により、次のとおり願います。
<input type="text" value="(略)"/>		
注	(略)	

様式第11号（1）（第11条関係）

覚醒剤施用機関の管理者の帳簿 (略)
(略)
注 (略)

様式第11号（2）（第11条関係）

覚醒剤研究者の帳簿 (略)
(略)
注 (略)

様式第12号（第11条関係）

覚醒剤原料帳簿 (略)
注 1 覚醒剤原料研究者又は覚醒剤研究者が製造した場合は、譲受量の欄にその数量を、備考の欄に製造した旨をそれぞれ記載すること。 2 (略)

様式第13号（第12条関係）

覚醒剤取扱状況報告書 (略)
覚醒剤取締法第30条の規定により、次のとおり報告します。
(略)
注 (略)

様式第11号（1）（第11条関係）

覚せい剤施用機関の管理者の帳簿 (略)
(略)
注 (略)

様式第11号（2）（第11条関係）

覚せい剤研究者の帳簿 (略)
(略)
注 (略)

様式第12号（第11条関係）

覚せい剤原料帳簿 (略)
注 1 覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者が製造した場合は、譲受量の欄にその数量を、備考の欄に製造した旨をそれぞれ記載すること。 2 (略)

様式第13号（第12条関係）

覚せい剤取扱状況報告書 (略)
覚せい剤取締法第30条の規定により、次のとおり報告します。
(略)
注 (略)

様式第14号 (第13条関係)

<u>覚醒剤原料</u> 取扱者業務 研究者研究 廃止届出書 (略)
覚醒剤取締法第30条の4の規定により、指定証を添えて届け出ます。
(略)
注 (略)

様式第15号 (第16条関係)

取扱品目等変更届出書 (略)
覚醒剤取締法施行細則第16条の規定により、次のとおり届け出ます。
(略)
注 (略)

様式第16号 (第17条関係)

県の開設する <u>覚醒剤施用機関</u> 指定証 (略)
覚醒剤取締法第35条第2項の規定により、 <u>覚醒剤施用機関</u> として指定したことを証明する。
(略)
注 (略)

様式第14号 (第13条関係)

<u>覚せい剤原料</u> 取扱者業務 研究者研究 廃止届出書 (略)
覚せい剤取締法第30条の4の規定により、指定証を添えて届け出ます。
(略)
注 (略)

様式第15号 (第16条関係)

取扱品目等変更届出書 (略)
覚せい剤取締法施行細則第16条の規定により、次のとおり届け出ます。
(略)
注 (略)

様式第16号 (第17条関係)

県の開設する <u>覚せい剤施用機関</u> 指定証 (略)
覚せい剤取締法第35条第2項の規定により、 <u>覚せい剤施用機関</u> として指定したことを証明する。
(略)
注 (略)



## 附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の覚せい剤取締法施行細則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の覚醒剤取締法施行細則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。